

# 日本政策金融公庫の融資制度のご案内

## 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）

「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」のご融資を通じて、社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来しているみなさまが経営基盤の強化を図るためのお手伝いをさせていただきます。

詳しくは、お問い合わせください。

ご利用いただける方	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方</li> <li>2. 最近3カ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方</li> <li>3. 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方</li> <li>4. 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1カ月以上悪化している方</li> <li>5. 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方</li> <li>6. 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方</li> <li>7. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方</li> <li>8. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方</li> </ol>
資金のお使いみち	社会的要因等により企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金
融資限度額	7,200万円
利率（年）	基準利率。ただし、[ご利用いただける方]の5に該当する方のうち、次に該当する方は、特別利率Q。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響もしくは中東・ウクライナ情勢の変化の影響または米国自動車関税措置等の影響を受けており、かつ、最近における売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方</li> </ul>
ご返済期間	設備資金 20年以内<うち据置期間3年以内> 運転資金 10年以内<うち据置期間3年以内>
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
併用できる特例制度	● 経営者保証免除特例制度 ● 貸上げ貸付利率特例制度

- お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
- 利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利（固定）は、記載されている利率とは異なる場合がございます。
- 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

お問い合わせ先

福江商工会議所 / 中小企業相談所

五島市末広町8-4 TEL72-3108 FAX74-1588 <https://www.fukuke-cci.org/>

## マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

### ●マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の概要

ご利用いただける方	商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者（商工業者に限る。）であって、商工会、商工会議所等の長の推薦を受けた方
融資限度額	2,000万円
ご返済期間(うち据置期間)	10年以内（2年以内）
利率(年)	特別利率F
担保・保証人	無担保・無保証人
併用できる融資制度	貸上げ貸付利率特例制度（注）

（注）災害等関連のマル経融資にはご利用いただけません。 ● 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

## 貸上げ貸付利率特例制度

日本政策金融公庫国民生活事業では、自社従業員の貸上げに取組む方にご利用いただける「貸上げ貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。

ご利用いただける方	新たに事業を開始後3カ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額（注1）の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方（注2）
貸付利率	各融資制度に定める利率-0.5%（貸付日から2年間） ※利率の下限は0.3%
その他	上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。

（注1）雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含まれますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

（注2）最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。

- 一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは、お問い合わせください。
- お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
- 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

## 創業支援貸付利率特例制度

日本政策金融公庫 国民生活事業では、新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方にご利用いただける「創業支援貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方
利率（年）	各種融資制度に定める利率-0.65% ただし、雇用の拡大を図る場合は、各種融資制度に定める利率-0.9%
その他	上記以外の融資条件は、各種融資制度に定める条件が適用されます。

- 一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは、お問い合わせください。
- お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
- 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

お気軽に  
ご相談下さい

# 五島市の融資制度 / 県内中小企業 の皆さまへ 緊急資金繰り支援資金

## 五島市中小企業振興資金融資制度

五島市内の中小企業の振興を図るため、金融機関の協力を得て、中小企業者へ低利の融資を円滑に行うことにより、中小企業の経営合理化に寄与するものです。

### 《融資対象》

五島市内に事業所を有する中小企業者で、次のすべてに該当するもの。

1. 市内で同一業種を1年以上継続して営んでいるもの
2. 市税を完納しているもの
3. 返済能力が確実にあると認められるもの

《融資対象業種》 長崎県信用保証協会の定めるところによる

《貸付限度額》 1,000万円

《貸付期間》 運転資金… 7年以内（うち据置1年）  
設備資金… 10年以内（うち据置1年）

《資金用途》 事業経営に必要な運転資金および設備資金

《返済方法》 分割返済または一括返済

《連帯保証人》 長崎県信用保証協会の定めるところによる

《貸付利率》 運転資金… 年率2.20%（1/4を市が補給）  
設備資金… 年率2.20%（市が全額利子を補給）

### 《保証料率》

- 運転資金 ●保証料率0.45%の場合：0.15%市が補給  
●保証料率0.6%の場合：0.3%市が補給  
●保証料率0.8%の場合：0.5%市が補給  
●保証料率1.0%の場合：0.7%市が補給  
●保証料率1.15%以上の場合：0.85%市が補給
- 設備資金… 保証料率と同率を市が補給

《取扱金融機関》 十八親和銀行福江支店、福江信用組合本店

### 《お申込み先》

- 福江商工会議所 TEL：0959-72-3108
- 五島市商工会 TEL：0959-82-0702

## 五島市創業資金融資制度

この制度は、人口減少対策の一環として、創業を支援することにより起業家の市内定着を図ることを目的としています。低利融資に加え、保証料及び利子を融資の開始から3年間は市が全額助成する融資制度です。

### 《融資対象》

創業を目指す者又は創業後1年以内の者で、次の全てに該当する者（第2創業者も含む）

1. 市税を完納している者
  2. 銀行取引の停止処分を現に受けていない者
  3. 営業に必要な許可、登録等を受けている者、又は受けることが確実な者
  4. 融資開始後、被雇用者が確保される者
- 4の条件については、商店街空き店舗における創業に限り、要件が緩和される場合があります。詳しくは、お問合せください。

《融資対象業種》 長崎県信用保証協会の定めるところによる。

《貸付限度額》 1,000万円

《貸付期間》 運転資金… 5年以内（うち据置1年以内）  
設備資金… 7年以内（うち据置1年以内）  
運転資金・設備資金を併用する場合は、運転資金についても7年を適用します。

《資金用途》 創業に必要な運転資金及び設備資金

《返済方法》 分割返済または一括返済

《貸付利率》 年利1.9%  
融資開始後3年間は市が全額を補給します。

《保証料率》 長崎県信用保証協会の定めるところによる。

《取扱金融機関》 十八親和銀行福江支店、福江信用組合

### 《お申込み先》

- 福江商工会議所 TEL：0959-72-3108
- 五島市商工会 TEL：0959-82-0702

## 「緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）」

昨今の中東情勢緊迫化による原油価格高騰等の影響を受けている県内中小企業者の資金繰りの円滑化を図るため、下記のとおり長崎県中小企業向け制度融資「緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）」の取扱を開始します。

### 《融資対象》

中東情勢緊迫化に伴う原油価格及び原材料価格高騰等に起因して、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

1. 最近3カ月間※の売上高等が、前年同期比で減少していること。
2. 最近3カ月間※の月平均売上高総利益額（粗利益）が、前年同期比で減少していること。（粗利益＝売上高－売上原価）

※最近3カ月間とは、最近1カ月の売上高等にその後の2カ月の売上高等の見込を含む。

### 《貸付条件》

- 融資限度額… 1億円
- 償還期間… 10年（うち据置期間は2年間）  
※据置期間とは、元金返済が猶予され、利息のみを払い込む期間のことです。
- 利率… 年1.60%
- 保証料… 年0.05%から0.90%まで  
※ただし、セーフティネット保証5号の認定を受けた場合0%。

### 《取扱期間》

令和8年5月13日から令和9年3月31日までに保証申込を受付した分まで。

《融資申込先》 ※県に提出する書類はありません。

十八親和銀行、福江信用組合

### 《担当課》

長崎県経営支援課  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号  
TEL：095-895-2652



お問い合わせ先

福江商工会議所/中小企業相談所 五島市末広町8-4 TEL72-3108 FAX74-1588  
<https://www.fukuke-cci.org/>

（令和8年6月作成）